

化学物質の適正な管理に関する概要書

作成： 年 月 日
改正： 年 月 日

事業所名称			
所在地			
担当者		電話	
(所属)		(Fax)	

横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成14年12月横浜市条例第58号。以下「条例」という。)第41条の規定による、化学物質の適正な管理に関する指針6-(2)-イに定める概要書は次のとおりです。(別紙として適正管理のチェックシートを添付)

1 取り扱う化学物質の把握

事業所において取り扱うすべての化学物質を対象とし、取扱量、物理化学的性状、有害性等の基本情報を収集・整理する。

(1) 取扱い化学物質数

(2) 化学物質取扱リストの整理・更新

(3) MSDSの更新(物理化学的性状、危険性及び有害性情報など)

2 事業所において適正管理する化学物質の評価及び選定

対象とした化学物質の中から環境汚染の未然防止及び環境への負荷低減の観点から積極的に適正管理を行う化学物質を選定する。

なお、選定にあたっては、PRTR法に定める特定化学物質、大気汚染防止法に定める有害大気汚染物質及び土壌汚染対策法に定める特定有害化学物質等を参考にして、取扱量及び有害性を評価して決める。

(1) 化学物質の評価組織の設置

(2) 評価基準の作成

(3) 基準に基づく評価実施

(4) 積極的に適正管理を行う化学物質の選定

3 化学物質の適正管理のための方策

化学物質の排出による環境汚染の未然防止及び環境への負荷低減の観点から、事業内容、事業所の形態等に応じ、事業所における化学物質の適正管理の方策を策定する。
作成にあたっては、PRTR法・ISO14001の考え方を参考にする。

(1) 適正管理のための目標の策定

(2) 目標に向けた、基本方針の策定

(3) 実施計画の策定(目標達成に向けた具体的内容・達成時期等)

(4) 管理組織の整備(組織図、連絡体制)

(5) 管理規程類の整備

4 化学物質を安全に取り扱うための行動

化学物質適正管理のための方策に基づき、具体的を実施すべき行動を定め、実施し、その結果をチェックする。

(1) 排出削減対策の計画

(2) 化学物質削減に向けた回収・除去・処理設備の有無

(3) 排出ガス及び排出水の定期的な自主測定

(4) その他

5 化学物質漏出を伴う事故に対する行動

化学物質の適正管理を日常行うとともに、災害及び事故に伴う化学物質の漏出による環境汚染を最小限に抑えるための防止対策を実施し、事故が発生したときの対応方法を事前に構築する。

(1) 漏出事故を想定した組織(対応及び連絡体制)の有無

(2) 漏出事故を想定した現場訓練実施の有無

(3) 漏出事故時に環境汚染を最小限に抑えるための設備・機材等の配備

(4) その他

6 化学物質取扱情報の提供・共有化

化学物質に係る適正管理の状況について市長からの求めに応じて提供するとともに、市民に対して提供するよう努める。

(1) 市民対応窓口
・担当部署＝
・電話番号＝

(2) 情報提供について
・Webページ＝

7 その他

事業所が独自に工夫して実施している事項。